



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年10月31日火曜日 第456号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...1079
施術機関の指定.....	(") ...1079
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...1079
指定医療機関の辞退.....	(") ...1079
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(") ...1080
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ...1080
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(") ...1080
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	(") ...1080
救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...1081
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...1081

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (選挙管理委員会) ...1081

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ...1081

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ...1082

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1137号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あおのクリニック	西条市洲之内甲170番地1	平成27年1月5日
医療法人あき歯科医院	四国中央市妻鳥町1566番地1	令和5年8月1日
ドラッグセイムス八幡浜江戸岡薬局	八幡浜市江戸岡1丁目4-2	令和5年9月1日

○愛媛県告示第1138号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中村時広

施術機関氏名	施設名称	所在地	指定年月日
青野健史	あおぞら整骨院	西条市新町172-1	令和5年7月28日

○愛媛県告示第1139号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あおのクリニック	西条市洲之内甲170番地1	平成27年1月4日
あき歯科医院	四国中央市妻鳥町1695番地1	令和5年7月31日
壬生川耳鼻咽喉科	西条市円海寺18番3	令和5年7月31日

○愛媛県告示第1140号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
池田薬局	八幡浜市258-2	令和5年7月31日
宇野歯科医院	新居浜市郷二丁目900-1	令和5年7月31日

○愛媛県告示第1141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社リブラ	西条市小松町新屋敷甲209-6	リブラ薬局	西条市小松町新屋敷甲209-6	令和5年7月12日
有限会社 ウェルケアサービス	今治市恵美須町2-2-1	ウェル えがお	今治市恵美須町2-2-1	令和5年7月17日
社会福祉法人鶴寿会	伊予郡松前町鶴吉635番地1	ケアハウスひまわり苑	伊予郡松前町鶴吉635番地1	令和5年8月7日

○愛媛県告示第1142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社リブラ	西条市小松町新屋敷甲209-6	リブラ薬局	西条市小松町新屋敷甲209-6	令和5年7月12日
有限会社 ウェルケアサービス	今治市恵美須町2-2-1	ウェル えがお	今治市恵美須町2-2-1	令和5年7月17日
社会福祉法人鶴寿会	伊予郡松前町鶴吉635番地1	ケアハウスひまわり苑	伊予郡松前町鶴吉635番地1	令和5年8月7日

○愛媛県告示第1143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人鶴寿会	伊予郡松前町鶴吉635-1	指定訪問介護事業所鶴寿荘	伊予郡松前町鶴吉635-1	令和元年12月31日

○愛媛県告示第1144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人鶴寿会	伊予郡松前町鶴吉635-1	指定訪問介護事業所鶴寿荘	伊予郡松前町鶴吉635-1	平成30年3月31日

○愛媛県告示第1145号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
加戸病院	喜多郡内子町内子771番地	特定医療法人弘友会	令和8年11月10日まで

○愛媛県告示第1146号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和5年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) N - メチル - 1 - (3 - メチルフェニル) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- (2) 1 - (ベンゾ [d] [1 , 3] ジオキソール - 5 - イル) - 2 - (シクロヘキシルアミノ) ブタン - 1 - オン及びその塩類
- (3) N - (1 - アミノ - 3 , 3 - ジメチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル) - 1 - (ペント - 4 - エン - 1 - イル) - 1 H - インドゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和5年11月1日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 ~ 3 省略				1 ~ 3 省略			
4 老人ホーム				4 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
玉泉	軽費老人ホーム	省略		玉泉	軽費老人ホーム	省略	
特別養護老人ホーム松前	特別養護老人ホーム	伊予郡松前町大字西古泉301 - 1	令和5年10月24日				
省略				省略			
5・6 省略				5・6 省略			

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第6号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年10月31日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
高圧蒸気滅菌装置 4台 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F	令和5年10月6日	小西医療器株式会社松山営業所 愛媛県松山市土居町11-18-1	27,800,000円	一般競争入札	令和5年8月25日

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第8号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年10月31日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 省略 <u>（勤務1時間当たりの給与額の算出の特例）</u></p> <p>13 <u>救急病院看護業務手当の支給を受ける職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第18条の規定を適用する場合には、同条中「地域手当」とあるのは、「地域手当、特殊勤務手当（救急病院看護業務手当に限る。）」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 省略</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）附則第13項の規定は、令和4年10月1日から適用する。ただし、愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）第17条又は第19条の5の規定による給与の減額については、令和5年11月1日以後に減額すべき事由が生じた場合の給与の減額について適用し、同日前に減額すべき事由が生じた場合の給与の減額については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 3 令和4年10月1日からこの管理規程の施行の日の前日までの間に改正前の愛媛県企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。